

平成27年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案第73号説明資料

平成27年11月27日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
大磯町国民健康保険税条例附則第14項の改正イメージ	2
新旧対照表	3

町民課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

平成25年中に示された「市町村国民健康保険税条例（例）の一部を改正する条例（例）」に基づき、平成25年9月5日付けで「大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第22号）」（以下「改正条例」といいます。）を制定したところですが、この内容の修正に関し、平成27年3月31日付けで再度「市町村国民健康保険税条例（例）の一部を改正する条例（例）」が示されました。

このことを受け、改正条例の規定について改正を行うものです。

○ 改正内容

1 内容

- 改正条例による附則第14項の改正規定のうち、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分の施行期日を「平成29年1月1日」から「平成28年1月1日」に改めます。（附則第1項関係）
- 改正条例の施行日ごとの経過措置を定めます。（附則第2項、附則第3項関係）

2 施行日

この条例の公布の日とします。

○ 大磯町国民健康保険税条例附則第14項の改正イメージ

【現行】

附 則

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、・・・(略)・・・



【平成28年1月1日～】

附 則

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る**利子所得、配当所得及び雑所得**を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、・・・(略)・・・

「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改正する。



【平成29年1月1日～】

附 則

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11** 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、・・・(略)・・・

「附則第14項」を3項繰り上げて「附則第11項」とする。

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>本則 省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。<u>ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定は、平成28年1月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後</u>の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p>3 <u>この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後</u>の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>本則 省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後</u>の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>